

【今回改正する指定要綱及び実施要領】

	指定要綱及び要領名	(1)の改正	(2)の改正	(3)の改正
居宅	①居宅従業者養成研修従業者養成研修事業者指定要綱	○	○	
	②居宅介護従業者養成研修事業実施要領		○	○
訪問	③介護員養成研修事業者指定要綱	○	○	
	④訪問介護員養成研修事業実施要領		○	○
	⑤介護職員基礎研修事業実施要領		○	
重度	⑥重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱	○	○	
	⑦重度訪問介護従業者養成研修事業実施要領		○	
難病	⑧難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱	○	○	
	⑨難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領		○	

(1) 同行援護従業者養成研修事業者指定要綱の制定に伴う所要の改正

<改正の趣旨>

平成18年9月29日厚生労働省告示第538号の一部改正により同行援護従業者養成研修の実施に係る要綱等が制定されたことに伴い、第一条に四号・八号・十二号が加わったことによる①・③・⑥・⑧の指定要綱の改正。

⇒①・③・⑥・⑧の指定要綱第5条（指定の要件等）2（4）イもしくはロにおいて事業者に対し指定を行わない場合として、同行援護従業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者を追加

⇒①・③・⑥・⑧の指定要綱第5条2（4）ロもしくはハにおいて、告示第1条第13号→第16号に修正

⇒①・③の指定要綱第19条（指定の取消し）（9）における同行援護従業者養成研修の追加

⇒⑥・⑨の指定要綱第18条（指定の取消し）（9）における同行援護従業者養成研修の追加

(2) 障害の「害」を「がい」に改めるための所要の改正

- ・①～⑨すべての指定要綱及び実施要領

(3) ②居宅介護従業者養成研修事業実施要領及び④訪問介護員養成研修事業実施要領における追記等

②居宅介護従業者養成研修事業実施要領 別紙1及び別紙2「研修の科目及び内容」

- ・1級 （34）指導技術と介護技術の向上 （別紙1）
- ・2級 （28）基本介護技術 （別紙2）

④訪問介護員養成研修事業実施要領 別紙1及び別紙2「研修の科目及び内容」

- ・1級 （24）指導技術と介護技術の向上 （別紙1）
- ・2級 （20）基本介護技術 （別紙2）

上記の科目における留意事項として、「⑥身体障がいの者の歩行の介護」では、視覚障がい者・肢体不自由者の障がい特性に留意して実施すること を追記